



知的財産権法の 改正の動向について

今回は、韓国における、特許法及び意匠法の改正の動向を紹介します。

—「特許法の改正について」

2014年6月11日に公布、2015年1月1日から施行される、特許法の一部改正の内容を紹介します。

1) 特許請求範囲記載の猶予と出願日の先占制度

韓国には、特許請求範囲を記載しなくても特許出願書と明細書のみ記載して出願でき、出願日を確保できる制度があります(2007年7月1日施行)。今回の改正では、発明者などを記載した出願書に、発明を再作成せず、論文内容を明細書に記載して提出できることを明確にしました(特許法42条の2新設)。よって、出願日先占のための出願増加が予想されます。

そして請求範囲を記載して補正できる期間は、韓国語翻訳文の提出期間との衡平性などの問題から、最先日から1年6ヶ月から1年2ヶ月以内になりました。その期間内に補正しない場合は、みなし取り消しとなります。

2) 外国語出願制度の導入(特許法第42条の3新設など)

PCT出願以外は、今までは韓国語のみの出願だけ認めていましたが、今後外国語(現段階では英語のみ)での出願ができるようになります。

最先日から1年2ヶ月以内に韓国語翻訳文を提出しないとみなし取り下げとなるなど、日本の外国語書面出願制度に似ていますが、韓国においては、上記1)の制度を利用すれ

ば、請求範囲を記載せず英語論文を記載した明細書だけで、出願日の先占ができることとなります。

例えば、米国での出願日の確保のため、英語明細書の作成を優先する韓国企業も活用すると予想されます。

3) 外国語出願の明細書の補正・訂正の基準の緩和

国際特許出願において、現在、補正の範囲は韓国語の翻訳文です。今後、国際特許出願を始め、英語による出願の明細書の補正訂正の範囲が次のように変わります。

		現在の国際特許出願制度	改正
韓国語翻訳文補正		不可能	誤訳訂正可能
補正の範囲違反	審査(拒絶)	韓国語翻訳文	原文及び韓国語翻訳文の共通部分
	審判(無効)	原文及び韓国語翻訳文	原文
特許後訂正範囲		韓国語翻訳文	原文
分割・変更範囲		韓国語翻訳文	原文
拡大された先願の範囲		原文及び韓国語翻訳文の共通部分	原文

概ね、日本と同様と理解していいでしょう。

4) 国際特許出願の翻訳文提出期間延長制度の導入(特許法第201条)

現在、韓国においては、国内書面提出期間は優先日から2年7ヶ月で、日本のような翻訳文提出特例期間は認めておりません。しか

し、今後は、国内書面提出期間（優先日から2年7ヶ月）満了日前の一ヶ月から満了日までに、所定の書面を提出した場合、国内書面提出期間満了日からひと月となる日までに、翻訳文を提出できるようになります。

日本では翻訳文提出の特例制度を利用する場合は、国内書面提出日から二ヶ月以内に翻訳文の提出が可能である一方、韓国では国内書面提出日と関係なく、国内書面提出期間満了日からひと月となる日まで延長されます。

—「意匠法（デザイン法）の改正について」

2014年7月から施行された意匠法のポイントを紹介します

1) 従来類似意匠制度を廃止し、日本の制度と類似する、関連意匠制度が導入されました（デザイン法第35条）。

2) 意匠件の存続期間は、設定登録日から15年が、意匠登録出願日から20年となりました（デザイン法第91条）。

3) 一部審査登録出願対象物品の修正及び複数意匠登録出願制度の改正

まず、関係する韓国の意匠出願制度を簡略に説明します。

韓国には審査登録出願と一部審査登録出願というものがあります。

登録要件を全部審査する審査登録出願が原則ですが、特定類に属する物品については、登録要件の中の一部のみを審査し、これを一部審査登録出願といいます。

また、複数デザイン登録出願という制度もあり、複数のデザインを一つの出願としてできます。

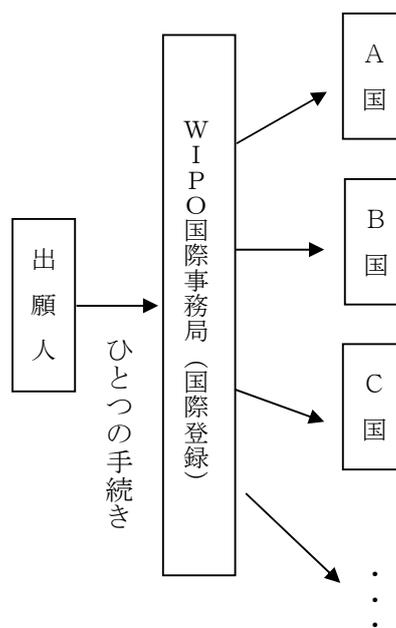
今回の改正では、一部審査登録出願の対象物品を見直し、ロカルノ基準第2類（衣類やファッション雑貨用品）、第5類（繊維製品、人造及び天然シート織物）、第19類（文房具、事務用品、画材、教材）に属するものとなりました（デザイン施行規則別表4）。

さらに、従来は、複数デザイン登録出願

は、一部審査登録出願の対象物品に限って20個以内のデザインを一つの出願として出願することができましたが、今回の改正により、審査登録対象物品なのか一部審査登録出願対象物品なのかに関係なく、同一類に属する物品については、100個までのデザインを一出願として出願できるようになりました（意匠法第41条：複数デザイン登録出願）。

4) ヘーグ協定による国際出願及び国際デザイン登録出願導入

さらに韓国が意匠の国際登録に関するヘーグ協定に加入したことに伴い、一つの手続きで、複数の国に意匠出願ができる国際登録制度が導入されました。



筆者紹介

朴沼泳（ばく・そよん）

2001年38回韓国弁理士試験合格、2013年日本弁理士試験合格。現在は新樹グローバル・アイピー特許業務法人の顧問を務める。ソウル生まれ、2003年から現在まで日本在住。

韓国の中央大学の政治外交学科および大阪工業大学の電子情報通信学科を卒業。趣味はダンス、好きな食べ物はチラシ寿司、キムチチゲ。好きな言葉は「修身齊家治國平天下」。